

## 施設基準に掲げる手術件数

(医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術)

令和6年1月1日～令和6年12月31日 実績

区分1に分類される手術		手術件数
ア	・頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	・黄斑下手術等	0
ウ	・鼓室形成手術等	0
エ	・肺悪性腫瘍手術等	0
オ	・経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分2に分類される手術		手術件数
ア	・靭帯断裂形成手術等	0
イ	・水頭症手術等	0
ウ	・鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	・尿道形成手術等	0
オ	・角膜移植術	0
カ	・肝切除術等	6
キ	・子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

区分3に分類される手術		手術件数
ア	・上顎骨形成術等	35
イ	・上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	・バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ	・母指化手術等	0
オ	・内反足手術等	0
カ	・食道切除再建術等	0
キ	・急性・慢性腎不全	0

その他に分類される手術		手術件数
4	・人工関節置換術	52
5	・乳児外科施設基準対象手術	0
6	・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	24
7	・冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
8	・経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	55